

# 9月は障がい者雇用支援月間

## 一人ひとりが輝くために

障がい者雇用支援月間は、すべての人が、働くことを通じて社会に参加し、生きがいを感じながら毎日を通じることができるよう、事業主のみならず、広く国民一般に対して障がい者雇用の機運を醸成するとともに、障がい者の職業の自立を支援するために設けられました。

市ではこの月間にあわせ、障がいのある人の雇用促進について、市民の皆さんに認識と理解を一層深めていただくとともに、障がいのある人の就業意欲の喚起を行っています。

障がいの有無に関わらず、誰もが当たり前に地域の一員として暮らし、社会に貢献できる環境を整えるには、一人ひとりの個性を理解し雇用の場を広げていく必要があります。障がいのある人が職業を通じ、誇りをもって自立した生活を送ることができるよう、引き続き皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

### ハローワークにご相談ください

ハローワークにおいては、就職を希望する障がい者の求職登録を行い、技能、職業適性、知識、希望職種などの状況に基づき、ケースワーク方式によるきめ細かな職業相談、職業紹介を行っています。

障がいのある人を雇用している事業主、雇い入れようとしている事業主に對しては、雇用管理上の配慮等

についての助言を行い、必要に応じて専門機関の紹介、各種助成金(障害者トライアル雇用奨励金、障害者初回雇用奨励金等)の案内を行っています。

### 事業主のみなさまへ

障がい者の法定雇用率が引き上げになります。

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。また、この変更に伴い、障がい者を雇用しなければならぬ事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。事業主の皆さまは、ご注意ください。いただきますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

問い合わせ先 ハローワークあこう  
☎42・2376

### 障がい者雇用促進セミナー

障がい者雇用のヒントとなるセミナーを次のとおり開催します。皆さまの参加をお待ちしています。

- ◆日時 9月26日(水) 午後2時～4時
- ◆場所 赤穂市文化会館2階学習室
- ◆テーマ 『発達障がい者の理解と就労支援』
- ◆講師 ひょうご発達障害者支援センタークローバー 上郡ブランチ 相談支援員 原田 幸三氏
- ◆参加料 無料
- ◆問い合わせ先 産業観光課 ☎43・6838

### 「西はりま障がい者雇用促進のつどい」 —合同就職面接相談会—

ハローワーク姫路および龍野では、障がい者を対象とした就職相談面接会を開催します。

- ◆日時 9月18日(火) 午後1時30分～3時30分
- ◆場所 姫路キャッスルホテル 3階鳳凰の間(姫路市三左衛門堀西の町210)
- ◆内容 障がい者と求人が一堂に会する就職面接相談会(当日は履歴書・障害者手帳をご持参ください)
- ◆問い合わせ先 ハローワークあこう ☎42・2376

### 心身障害者雇用奨励助成金をご利用ください

心身障がい者の自立を促進するために、ハローワークを通じて障がい者を雇用した事業主に対して、雇用奨励のための助成金を支給します。

- ◆支給の条件 6カ月以上の常用雇用であること
- ◆支給対象月 労働時間が6時間以上である日が、14日以上ある月
- ◆支給金額 12,000円/人・月(6カ月ごとに支給。2年間を限度)
- ◆問い合わせ先 社会福祉課 ☎43・6833

# 9月は赤穂市水洗化促進月間

## 『下水道 お水がいつても またくるね』

### 水洗化のお願い

赤穂市における公共下水道・農業集落排水処理施設・合併処理浄化槽(以下、下水道と総称)を合わせた生活排水普及率は、平成23年度末現在で99・3%、水洗化率も98・3%に達しています。

下水道には、生活排水の側溝や川への流入を防ぐことにより、悪臭や蚊・ハエなどの発生を防ぎ、川や海をきれいにするという重要な役割があります。

快適な生活環境を創り、美しい川や海、そして地球を守るために、下水道事業の推進にご協力をお願いします。

### 下水道のしくみ

私たちの生活の中で、トイレや台所、お風呂から流した生活排水がどのようにして、海に運ばれているかご存知でしょうか。

生活排水は、宅内にある公共ますから污水管に流れ込み、処理場へ運ばれます。処理場では、まず沈砂池と最初沈澱池で汚水の中に含まれている大きなゴミや砂・泥を取り除きます。そして反応タンクという施設で、6時間ほどかけて、汚水と微生物を多く中に含んだ泥とを接触させて、微生物に汚水の中のを食べさせて水を

きれいにしています。この時、空気を吹き込むことで、微生物の働きをより活性化させることができます。



反応タンク

よごれを食べて重くなった微生物と泥は、最終沈澱池を25時間にわたり、ゆっくりと流れていく間に底に沈んでゆきます。この上澄み水が接触タンクに送られますが、きれいになった水にも、まだまだ大腸菌などの細菌が含まれているので、次亜塩素酸ソーダという薬品を使って、滅菌・消毒し、魚の住める水質に処理した後、赤穂港へ放流しています。



最終沈澱池

こうして、処理された水は海に還り、雨となって私たちの飲み水になります。下水道は、この循環を支える大きな役割を担っているのです。

### 公共ますの管理にご協力を

ご自宅の敷地内にある公共ますは、原則として個人で管理していただくことになっております。蓋(特にプラスチック製のもの)に、車の出入などで、衝撃が加わりますと、破損する可能性がありますのでご注意ください。蓋が破損した場合は、お近くの指定業者へ連絡してください。

### 下水道作品展のご案内

「下水道」をテーマとした作品を市民の皆さまから募集したところ、多数のご応募をいただきました。その中から審査によって、金賞・銀賞に選ばれた作品を左記の日程で展示します。ぜひ会場に足を運んで力作をご覧ください。

- ◆展示期間と場所  
①9月20日(木)～9月30日(日) ▼市役所エントランスホール
- ②10月10日(水)～10月19日(金) ▼プラット赤穂2階通路ギャラリー(映画館横)

### 下水道に関する相談・問い合わせ

- ▼下水道使用料・受益者負担金に関する事など  
下水道部 総務課 ☎43・6832
- ▼下水道工事・排水設備工事・合併処理浄化槽の補助金に関する事など  
下水道部 下水道課 ☎45・2263